平成２４年（フ）第１０９２８号
埼玉県戸田市笹目１丁目19―11
破産者　佐々木政宏
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０９７７号
千葉県市川市河原18番８号
破産者　有限会社クロス
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２４６号
千葉県流山市こうのす台1065番地の57
破産者　株式会社ＡＬＴＥＳ
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２４８号
千葉県流山市こうのす台1065―57
破産者　白井　貴子
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１３０８号
埼玉県さいたま市浦和区東岸町９―20―309、住民票上の住所埼玉県さいたま市浦和区常盤３丁目23―３―102
破産者　村上　史朗
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１３５４号
三重県鈴鹿市三日市町赤土田1053番地
破産者　株式会社エスピーテンボーイ
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１３８７号
東京都府中市押立町３丁目９―１―Ｅ―214
破産者　岩崎　真也
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５６１号
東京都港区六本木４丁目10番３号　福山ビル５Ｆ
破産者　株式会社スマイルトゥハート
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５９８号
埼玉県さいたま市桜区西堀１丁目11番７号
破産者　大同ハウジング株式会社
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９８２号
三重県鈴鹿市三日市町1053番地
破産者　有限会社コンドーフーズ
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９８３号
三重県鈴鹿市西条７丁目21―１　ラ・ブランシェ西条１階Ｃ号
破産者　近藤　明美
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９８４号
三重県鈴鹿市西条７丁目21―１　ラ・ブランシェ西条１階Ｃ号
破産者　近藤　英明
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９８５号
三重県鈴鹿市三日市２丁目25―５
破産者　山中　惠子
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０３３号
栃木県鹿沼市西茂呂４丁目17番地２
破産者　有限会社ワンツーワン
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０３４号
東京都武蔵村山市残堀５丁目33―２―102
破産者　彼末　祐一
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０３５号
東京都武蔵村山市残堀５丁目33―２―102
破産者　彼末　信江
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３１９号
埼玉県草加市花栗１丁目８―19
破産者　高橋　健治
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３２０号
埼玉県草加市花栗１丁目８―19
破産者　高橋　　章
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５１２号
東京都葛飾区東金町２丁目17―11―101
破産者　高田　静男
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５８７号
神奈川県川崎市宮前区野川956
破産者　廣瀬　明子
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６７６号
東京都あきる野市引田435―１―201
破産者　大下　和也
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７０１号
東京都北区志茂１丁目11番12―202号　酒井コーポ
破産者　株式会社シャイン工装
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部